

問題20

労働安全衛生法/
健康診断 □□□

解法の要点

解説

関連事項

労働者の健康について正しいのはどれか。

1. 労働者の健康診断は「労働安全衛生法」で規定される。
2. 定期健康診断と特殊健康診断は原則として共に年1回行われる。
3. 生活習慣病は職業性疾患の危険因子となる。
4. トータル・ヘルスプロモーション・プラン（THP）の対象は45歳以上の労働者である。

II -9Aj

労働衛生対策の基本は**作業環境管理**、**作業管理**、**健康管理**の3つで構成される。健康管理対策として、健康診断やその結果による健康指導が行われる。（RB-社67）（RB-社67）

- 1 文章どおり（『労働安全衛生法』66条）。ただし、学校教職員の健康診断は『学校保健安全法』で規定される。
- × 2 **定期健康診断**は原則すべての労働者に対して年1回実施される（労働安全衛生規則44条）。**特殊健康診断**は労働衛生上特に有害な業務に従事する労働者に対して実施され、基本的には6か月ごとに1回行われる（『労働安全衛生法』66条2）。
- × 3 職業性疾患は、ある特定の職業に従事することによって発生するもので、危険因子は、作業環境の物理的または化学的条件や作業方法等の作業条件である。生活習慣病は、すでに発症している職業性疾患に影響することはあるが、新たな職業性疾患の危険因子にはならない。
- × 4 **トータル・ヘルスプロモーション・プラン（THP）**はすべての働く人を対象とした総合的な心とからだの健康づくり運動である。健康測定の結果に基づき、必要に応じて運動指導や保健指導などが行われる。

正解 1

(公みえ344)